

UBC情報



発行： 2018年5月1日

No. 215

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

6月支給の給与から、平成30年度の個人住民税の特別徴収が行われます。

特別徴収を選択した事業所には市町村から特別徴収税額決定通知書が届きます。

今年度の税額を賃金台帳にきちんと転記しておきましょう。

トピックス

30年度改正による賃上げ税制の要件等

持続的な賃上げ等を促進するため、30年度税制改正において、国内雇用者に対する給与等支給額を増額させた場合に一定割合を税額控除できる所得拡大促進税制が改組されました。

<主な適用要件>

要件等は大企業と中小企業で異なります。なお、税額控除は法人税額の20%が上限です。

大企業

①継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が3%以上、及び②国内設備投資額が当期の減価償却費総額の9割以上である場合に、給与等支給総額の対前年度増加額の15%が税額控除できます。また、①及び②に加え、③教育訓練費が前期・前々期の年平均額から20%以上増加を満たす場合は、増加額の20%が税額控除できます。

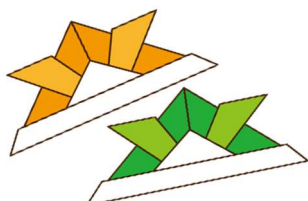
中小企業

①継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が1.5%以上である場合に、給与等支給総額の対前年度増加額の15%が税額控除できます。また、①の増加率が2.5%以上である場合に、②教育訓練費が前期から10%以上増加、又は③経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明、のいずれかを満たす場合は、増加額の25%が税額控除できます。

<判定の対象となる「継続雇用者」>

改正では、上記の要件における「継続雇用者」の範囲も見直され、前期から当期までの全期間の各月で給与等の支給を受けた国内雇用者で、雇用保険の一般被保険者が対象となります。

これにより、継続雇用者に対する給与等支給額の総額について、前年度と比べた増加率が判定の基礎となります。



☆4月から改正された「小規模宅地の特例」

30年度税制改正において、被相続人等の居住または事業用に使われていた宅地等を相続により取得した場合に一定要件を満たせば相続税評価額が大幅に減額される「小規模宅地等の特例」の適用要件が厳格化されました。

◆「家なき子」に係る特例の対象範囲の見直し

居住用宅地等は、330㎡まで評価額を80%減額できますが、この特例を適用できるのは、①配偶者、②同居親族、③配偶者又は同居親族がいない場合に、相続開始前3年以内に国内にある自己又は自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがない別居親族（いわゆる「家なき子」）、です。

改正では③の対象者の範囲について、*相続開始前3年以内に、3親等内の親族又は特別関係のある法人が所有する国内の家屋に居住したことがある方、*相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある方、が除外されます。

30年4月以後に相続等で取得する財産について適用されますが、改正前の要件を満たしている場合、経過措置が設けられています。

◆貸付事業用宅地等の対象範囲の見直し

また、貸付事業用宅地等については200㎡まで評価額を50%減額ができますが、改正により特例を適用できる貸付事業用宅地等の範囲から、「相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている場合は除く）」が除外されます。

この改正も30年4月以後の相続等に適用されますが、改正前から貸付事業の用に供されている宅地等には適用されません。

☆相続登記に対する登録免許税の免税措置

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合、所有権の移転の登記が必要ですが、相続登記が未了のまま放置されるケースが多くなっていることから、30年度税制改正において、相続により土地を取得した方が相続登記をしないで亡くなった場合の登録免許税の免税措置が創設されました。

例えば、登記名義人となっている被相続人Aから相続人Bが相続により土地を取得し、相続登記をしないままBが亡くなった場合に、Bをその土地の登記名義人とする相続登記の登録免許税が免税となります。

30年4月から33年（2021年）3月までの間に適用されます。

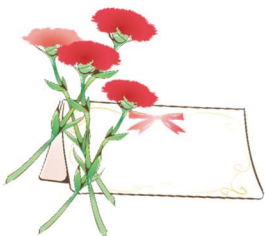
☆雇用保険の届出に係るマイナンバーの記載

雇用保険手続の際、資格取得届などの届出等にはマイナンバーを記載し、ハローワークへ提出する必要があります。これまではマイナンバーの記載がない場合でも受理されていましたが、5月以降は運用が強化され、マイナンバーの記載がない届出等については、返戻されることとなりますので注意しましょう。なお、既にマイナンバーを届け出ている従業員に係る届出等については、「マイナンバー届出済」と記載することで、省略できます。

編集後記

連休モードから仕事モードへの切替は誰しも難しいもの。春から環境が変わった人は緊張がほどけ体調を崩しやすくなります。周りに新人さんがいる方は、ぜひ一声かけてあげてください。その一言で救われることもあるかもしれません。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753
MAIL: info@ubc-net.com
URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 215

発行：2018年5月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com

トピックス

児童福祉主管課長会議が開催される

～子どもの安全確保の観点から、事故防止策強化と認可外施設の報告義務化～

3月20日に、厚生労働省の講堂で全国児童福祉主管課長会議が開催されました。この会議は、厚生労働省子ども家庭局が各都道府県や政令市の児童福祉担当者に対して新年度の事業において留意すべき事項等や予算について説明する会議です。保育課からは、多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援、保育人材確保、改定保育所保育指針の適用、保育事故防止対策の推進等が取り上げられ、そのうちの保育事故防止対策に関しては、(1)保育事故防止に係る安全対策の強化、(2)認可外保育施設の事故報告の義務化について説明がありました。

◆保育事故防止に係る安全対策の強化

保育施設等における事故防止の取組については、2016(平成28)年3月末に「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が発出され、また2017(平成29)年12月には、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」(以下、「有識者会議」という。)から、①預け始めの時期のリスク、②事故防止ガイドライン等の更なる周知徹底、③事故発生状況の記録の重要性の周知徹底、④検証を実施する場合の留意点、について注意喚起されているので、研修等、集団的な説明・指導による更なる周知の要望と、周知の機会としての「保育園等の事故防止の取組強化事業」の活用が促されました。

また公立保育園の保育士OG・OB等を活用して、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導による個別的な説明・指導を行うなどの取組みも示されました。

◆認可外保育施設の事故報告の義務化

また認可外保育施設等において事故の発生又は再発防止に努めるとともに、事故が発生した場合には、認可外保育施設等に関する指導監督権限がある都道府県に速やかに事故の報告を行うよう、同規則において義務付けられました。

◆保育園の耐震化の促進

その他安全面の観点からは、2016(平成28)年3月31日現在86.3%(公立83.1%、私立88.3%)となっている保育園の耐震化率を、「国土強靱化アクションプラン2015」(2015年6月16日国土強靱化推進本部決定)が定めた、社会福祉施設の耐震化率を2018(平成30)年度までに95%とする目標に、引続き耐震化の促進を図ること等が伝達されました。

(参考：総合福祉研究会)





改定保育所保育指針の適用開始

～「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指して～



保育園における保育の内容に係る基本原則に関する事項等を示すものとして、2017（平成29）年3月に10年ぶりに保育所保育指針の改定が行われ、本年4月1日から適用されました。保育所保育指針は、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、各保育所が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みを定めたものです。

今回の指針改定では、①乳児・1歳以上3歳未満の保育に関する記載の充実、②保育所における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上等、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や健康・安全への配慮、子育て支援の必要性、人材育成がより明確に謳われています。

保育所保育指針について

○第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
○厚生労働大臣告示（平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用）

第1章 総則

○保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4.幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

- 1.保育所保育に関する基本原則
- 2.養護に関する基本的事項
- 3.保育の計画及び評価
- 4.幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

○乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。

○特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

- 1.乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じあう」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
- 2.1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
- 3.3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
- 4.保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

○子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

- 1.子どもの健康支援
- 2.食育の推進
- 3.環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4.災害への備え

第4章 子育て支援

○保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

- 1.保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2.保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3.地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

- 1.職員の資質向上に関する基本的事項
- 2.施設長の責務
- 3.職員の研修等
- 4.研修の実施体制等

（参考：総合福祉研究会）